

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款について

令和2年10月1日から当協会が譲渡する和牛精液及び和牛受精卵については、次とおり定型約款を定めましたので、本約款に従った利用をお願いします

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

一般社団法人家畜改良事業団、一般社団法人ジェネティクス北海道、株式会社 十勝家畜人工授精所、アニマルジェネティクスジャパン株式会社 鈴鹿ファーム人工授精所及びその他各都道府県から譲渡された和牛精液（以下「精液」という。）及び和牛受精卵（以下「受精卵」という。）を公益社団法人石川県畜産協会（以下「甲」という。）から譲受する者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、信義を守るとともに、本約款に従わなければならない。

第 1 条（適用）

本約款は、甲が乙に譲渡する精液及び受精卵の利用に関わる一切の關係に適用する。

第 2 条（禁止事項）

乙は、精液及び受精卵を使用し、又は第三者へ譲渡するに当たり、以下の行為をしてはならない。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 精液及び受精卵を国外に持ち出すための行為
3. 精液及び受精卵を国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第 3 条（第三者への譲渡）

乙は、精液及び受精卵を譲渡する場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

第 4 条（精液及び受精卵等の返還）

1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液及び受精卵の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液及び受精卵のうち、利用又は廃棄したもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。

第 5 条（約款の変更）

甲は、必要と判断した場合には、乙に通知することなく本約款を変更することができるものとする。

以上

公益社団法人石川県畜産協会